

金融研究センター特別研究員公募

研究プロジェクト

【論文等執筆方式】

「事業全体を対象とする担保制度とその運用状況の国際比較・分析、及び「事業成長担保権（仮称）」の実行手続や倒産法上の取扱いの精緻化」

＜任期：令和４年７月３１日まで（延長の可能性あり）＞

令和２年１１月、金融庁に「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」が設置され、価値ある事業の継続や発展を支えられるような望ましい融資・再生実務のあり方について検討がなされた。研究会における議論の内容は「論点整理」として取りまとめられ、昨年１２月に公表されている。

同研究会では、現在の経済環境や海外の実務を踏まえ、事業全体を担保とする新たな担保権の導入可能性についても議論され、一定の制度イメージが示された（「事業成長担保権（仮称）」）。

「事業成長担保権（仮称）」について、内外の法制度や実務慣行等との整合性の整理や制度設計の精緻化など、導入に向けて不可欠となる議論をより深めるため、以下のような研究を行うことで、我が国の融資・再生実務を発展させていくことを目指す。

- ・ 事業全体を対象とする担保制度とその運用状況の国際比較・分析
- ・ 「事業成長担保権（仮称）」の導入に向けて必要となる実行手続の制度設計や倒産法上の取扱いの精緻化・理論的位置づけの整理